

議案第三十号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一号中「百分の六・〇二」を「百分の六・三〇」に改め、同条第二号中「三万六百元」を「三万二千四百円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・三四」を「百分の二・一七」に、「百分の六十五」を「百分の六十六」に改め、同条第二号中「百分の三十五」を「百分の三十四」に改める。

第十五条の十六中「十四万円」を「十六万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・一六」を「百分の一・〇四」に改め、同条第二号中「一万五千元」を「一万五千三百円」に改める。

第十六条の五中「十二万円」を「十四万円」に改める。

第十九条の二中「十四万円」を「十六万円」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同条第一号イ中「二万四千二百二十円」を「二万二千六百八十円」に改め、同号ハ中「一万五百円」を「一万七百元」に改め、同条第二号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同号イ中「一万五千三百円」を「一万六千二百円」に改め、同号ハ中「七千五百円」を「七千六百五十円」に改め、同条第三号中「三十五万円」を「四十五万円」に改め、同号イ中「六千二百円」を「六千四百八十円」に改め、同号ハ中「三千元」を「三千六十円」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十六条の五及び第十九条の二の規定は、平成二十六年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

国民健康保険の保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第四十号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い、保険料の減額措置を拡充し、及び保険料の賦課限度額を変更する必要があるため、本案を提出いたします。